国民年金保険料免除申請を受付ています

保険料を納めたくても家計が苦しくて納められない、あるいは失業や災害などで納めることができない人は、保険料が免除されます。保険料の免除を受けた場合には、その期間についても年金が支給されます。年金を受ける権利を持つという点では、有利な制度ということができます。

申請免除は次のいずれかに該当する人からの申請に基づいて、県知事がその世帯の所得額や世帯の人数、固定資産の状況などにより、免除するかどうかを決めます。

○…所得がないとき

○…加入者やその世帯の人が生活保護法を受けているとき

○…障害者や寡婦で、年間の所得が八十万円以下のとき

○…保険料を納めることが大変困難なとき

――といった事情で保険料を納められないとき免除が認められます。通常、その年度の末まで免除されます。年度を越えて引き続き免除を受ける場合は、あらためて申請しなければなりません。年度が変わったら早目に申請することが必要です。

なお免除申請書は七月三十一日までに提出してください。

短縮される老齢年金の資格期間

生年月日	老齢年金の受給資格期間
大正5年4月1日以前	10年
大正5年4月2日～大正6年4月1日	11年
大正6年4月2日～大正7年4月1日	12年
大正7年4月2日～大正8年4月1日	13年
大正8年4月2日～大正9年4月1日	14年
大正9年4月2日～大正10年4月1日	15年
大正10年4月2日～大正11年4月1日	16年
大正11年4月2日～大正12年4月1日	17年
大正12年4月2日～大正13年4月1日	18年
大正13年4月2日～大正14年4月1日	19年
大正14年4月2日～大正15年4月1日	20年
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

生活に余裕ができたらぜひ追納を

保険料が免除された人は、保険料を納めた人にくらべて将来、年金をもらう場合に差ができてきますので、納める方が得になります。

保険料を免除された人で、その後生活に余裕ができたときは、十年前までさかのぼって保険料を追納することができます。生活に余裕ができたときは納めておいた方が有利です。

老齢年金

受けるための条件――＊

保険料を納めた期間と免除を受けた期間とを合わせると二十五年以上になる人は、六十五歳から老齢年金が支給されます。

この二十五年という期間は昭和五年四月一日以前に生まれた人について、その人の年齢によって左上の表のように短縮されています。

老齢年金の計算式

$$\left(1680\text{円}\times\frac{\text{保険料納付月数}}{}\right)\times\text{自動スライド率}$$

$$+\left(1680\text{円}\times\frac{\text{保険料免除月数}}{}\times 1/3\right)\times\text{自動スライド率}\cdots①$$

$$650\text{円}\times\left(300-\frac{\text{国民年金加入月数}}{}\right)\times\left(\frac{\text{保険料納付月数}+\text{保険料免除月数}\times 1/2}{\text{国民年金加入月数}}\right)\times\text{自動スライド率}\cdots②$$

年金額の計算

老齢年金の額は左上の①式によって計算されます。

また左上の表のように二十五年という年金の資格期間が十年から二十四年に短縮されている年齢層の人は、①式だけでは年金額が低くなってしまいます。そこで②式によって計算された額が加算されます。

支給の繰り上げ繰り下げも可能

老齢年金を受ける資格のある人は、希望によって六十歳まで年齢を繰り上げて年金を受けることができます。

ただし、この場合の年金額は四二％～一一％減額されます。また年齢を繰り下げて受けることもできます。この場合は増額されます。

支給年齢によって増、減額される率は右の表のとおりです。

なお年金を受けようとするときは、請求の届け出が必要です。

老齢年金支給年齢の増・減額率

	支給年齢	減額される率
繰り上げ	60歳以上61歳未満	42％
	61歳以上62歳未満	35％
	62歳以上63歳未満	28％
	63歳以上64歳未満	20％
	64歳以上65歳未満	11％
	支給年齢	増額される率
繰り下げ	66歳以上67歳未満	12％
	67歳以上68歳未満	26％
	68歳以上69歳未満	43％
	69歳以上70歳未満	64％
	70歳以上	88％

家庭の主婦などは…

国民年金では、他の公的年金制度に加入している人の妻や、他の制度から年金を受けられる人は加入しても、加入しなくてもよいことになっていますが、この加入しなかったいわゆる配偶者期間も一年以上あれば通算できる期間として計算されます。ただし、この加入しなかった期間は、年金額を計算するときは算入されません。

定例年金相談日をご利用ください

国民年金に関する「定例年金相談日」が毎月二十一日、市民課年金係(窓口⑨番)で開かれています。ぜひご利用ください。

お買物、ご用命は市内で

《新製品》
サンス・ノアール
500円・1,200円
2,200円・3,200円

にいつオーサカヤは新しい感覚の
素敵なおかしを作りました。
パリッとするサブレーに
甘いレーズンクリームを
サンドしました。

にいつ オーサカヤ　本町2　☎2-0112

明治大正夜話 (74)

浦上切支丹衆と天保銭

―遠藤周作の「女の一生」―

昭和56年に東京朝日新聞に連載された遠藤周作の「女の一生」の第一部の中に、明治政府のキリスト教弾圧政策によって、長崎の浦上村の切支丹徒は諸藩に配流されたが、津和野に監禁されたリーダー格の仙右衛門は、身動きもならないような三尺牢に入れられて、責苦を受けている和三郎の所へ握り飯を運んで激励しに行こうと思案する條がある。

天保銭物語 (一〇)

阿達義雄

それには自分等が監禁されている牢から脱出しなければならず、脱出するには牢の床板を切り取って、地面に穴を堀らなければならなかった。

それで、仙右衛門は天保銭を砥石代りにして、石で刃物を作ろうと考えた。この着想は、以前、村の畠から時々刃物の形をした石が出たことがあったが、あの刃物石は他の石を砥石代りにして作ったものに違いないと考えたからであった。

「女の一生」第一部の「苦しみの谷」の中に、この時のことを次のように記している。

その日一日中、仙右衛門は部屋の隅で膝をだいて考えこんでいた。

だが、皆はこのリーダー格の仙右衛門が何を思案しているか、わかっていたから話しかけずにそっとしておいた。

夕方近く――

その彼がふいに言った。

「国太郎さん。お前さんは天保銭ば持ったね」

「うん。そいば番人にやって、頼むとか」

「うんにゃ」と仙右衛門は首をふった。

「天保銭ば砥石にして刃物ば作れんじゃろか」

彼の話はこうだった。中野郷の畠からは時々刃物の形をした石がでる。

昔の住人はそうやって石をといで刃物がわりにしていたらしい。

「そいけん、俺どんも取調べの時、中庭から瓦ば拾うてきてな、天保銭でといで包丁にできんじゃろうかな。包丁さえあったら、こん床板ば切りとって地面に穴ば堀ることのできるけん」

と言うと、弱腰の何人かは一時は反対したが、結局、仙右衛門の強硬論が他を制して、役人と番人の目をかすめて取ってきた瓦石で、石の包丁を作って床を切って、床板を剝がして、その下の土を堀って、抜け道を作ったのである。

すなわち、この条は次のように記されている。

役人と番人の目をかすめて取ってきた瓦石で一同はそっと石の包丁を作った。

その時、音を消すために、わざと他の者が声をあげて歌を歌ったりした。

包丁が出きた。交代で床をきった。これは簡単だった。三日目には床に指一本の入るほどの穴ができ、その穴に手を入れて床板をはがして壁下の土を堀った。

そして、どうにか外にぬけ出る通路を作りあげた。

この歴史小説の中で、天保銭を砥石代りにして、瓦石で石の包丁を作ったというのは、何かの資料によったものか、或は作者のフィクションか不明であるが、天保銭の荒れた肌を見て、右のようなことを連想して小説の中に取り入れるということは、今迄、誰も気がつかなかったことであり、実に面白い着想である。

これは天保銭の素材や形態をよく知っていなければできないことである。

なお、遠藤周作は、この「女の一生」の第一部「伊藤という男」の中に切支丹扱いの役人について次のように記している。

「みい。こん金はな、そこらのドロ銀やチャラ金じゃなかぞ」

伊藤は懐中から一両小判をとり出して二人にみせた。

ドロ銀、チャラ金とは当時、あちこちに流れていた悪貨のことだった。軍資金を必要とした薩長の軍隊が当座の通貨として製造したものを人々はそう呼んだのである。―

これらを見ると、この小説の作者は幕末維新の頃の貨幣史をよく調べており、また、浦上の切支丹信者を迫害した明治政府のやり方に対して強烈な反感を抱いていたことが知られる。

(新潟大学名誉教授)

青少年に関する悩み―移動・教育相談をご利用ください

青少年育成相談センターでは、次のように「移動相談」と「教育相談の日」を実施します。

青少年に関する悩みや心配ごとなどの相談に応じます。くわしいことは青少年育成相談センター(☎2―〇二〇四)へおたずねください。

■移動相談

♡とき…六月九日(水)の午後一時三十分～四時

♡ところ…中野公会堂

♡対象…二中学区内の小学生から高校生くらいまでの青少年

■教育相談の日

♡とき…六月二日、九日、十六日、二十三日、三十日の午前九時三十分～正午と午後一時三十分～四時(二日は午後のみ)

♡ところ…図書館二階和室

♡対象…市内の小学生から高校生くらいまでの青少年

お買物、ご用命は市内で

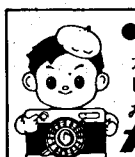

●クレジット3回～20回払い
カメラ・8ミリ各社新機種在庫豊富
D.P.E撮影なら安くて迅速な当店へ
みんなの店
カメラのサカヅメ
本店・新津市本町4―5―6　(2)0045(代)
新町店・新津市新町1―2―29　(2)2484

ひときわいきいき、緑の表情
観葉植物各種取揃え
ご注文・お問い合わせは
(株)川名花店　本町3丁目　☎3-1187(代)へ